

ヤングケアラーに対する支援の充実を求める件

我が国では、近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちが、年齢や成長の度合いに見合わない過度に重い責任や負担を負うことで、学業に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりする等の課題が指摘され、将来にわたる影響が懸念される。しかし、これらの課題は、家庭内のデリケートな問題であること等から、支援が必要であっても表面化しにくい構造になっていると言われている。

厚生労働省と文部科学省は、本年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、5月には、その心身の健やかな育ちのため、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげることが求められるとして、今後取り組むべき施策を報告書として取りまとめた。

一方、中学2年生、全日制高校2年生等を対象に初めて実施された全国調査において、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学生で5.7%、全日制高校生で4.1%となった。その中には、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生が5割弱、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するなど、ヤングケアラーの傾向は明らかになったものの、地方自治体ごとの実態は未だ把握できていない。また、福祉や介護の既存のサービスでは対応しきれない場合に活用できる支援策や、福祉、医療等の各機関がヤングケアラーを把握した場合に適切なサービスにつなげる仕組みの構築等、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりが求められるとともに、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国の令和4年度概算要求においては、ヤングケアラーに対する支援の充実に向け、地方自治体における早急な現状把握や福祉・介護・医療・教育等関係機関の連携体制の構築、専門職等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進並びに当事者・支援者同士のネットワークの構築に対する支援を掲げ、令和4年度から3年間で「集中取組期間」としている。

よって、国会及び政府におかれては、これらの支援に着実に取り組むとともに、地方自治体が必要とする事業に早期に取り組めるよう財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年10月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
こども政策担当大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦